公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年九月八日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六四二八	八、七、二四	伊藤　義一
六四二九	八、七、二四	古田　拓也
六四三〇	八、七、二四	明神　美来
六四三一	八、七、二四	小室　和則
六四三二	八、七、二四	杉　克明
六四三三	八、七、二四	濱渦　敬銘

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年９月８日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	au フィナンシャルサービス株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋二丁目３番１号
登録番号	関東（ク）第152号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年９月８日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	au フィナンシャルサービス株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋二丁目３番１号
登録番号	関東（包）第107号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６４号

長崎県大村市松並１丁目943番地
債務者　井田　俊一
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８７号

長崎県諫早市貝津町899番地２　セレーノカーサ102、住民票上の住所福岡県豊前市大字吉木204番地15
債務者　笹原　孝太
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３９９９号

大阪府枚方市宮之阪３丁目２番９―203号
債務者　吉川　大登
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７７号

大阪府茨木市新堂３丁目７番33号
債務者　澤　　竜哉
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７８号

大阪府茨木市新堂３丁目７番33号
債務者　澤　　彩加
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３号

茨城県笠間市鯉淵6526番地349　レオパレスライラック207、前住所福島県いわき市好間町下好間字一町坪91番地の１　スプリングハイツ１号棟206
債務者　福山　永恵
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙倉　久宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１７８８号

神奈川県大和市福田３丁目13番地12　マイキャッスル桜ケ丘303号
債務者　田邉　　淳
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛塚　　衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７９号

札幌市北区新川３条４丁目６番11号
債務者　神吉　英俊
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部